第１章第１節４を次のように改める。

４　公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所における初動体制の整備

⑴　本庁、公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所間の連絡体制の整備

○　本庁は、武力攻撃事態等における初動時の本庁と公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所間の連絡体制について、別に定めるものとする。

○　公安調査局及び公安調査事務所は、武力攻撃事態等における公安調査局とその管轄区域内の公安調査事務所間の連絡体制について、別に定めるものとする。

⑵　公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所における参集・連絡体制の整備

○　公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所は、武力攻撃事態等における初動時に参集すべき職員及びその間の連絡体制について、別に定めるものとする。

○　公安調査局及び公安調査事務所は、初動時における情報収集に当たる公安調査局及び公安調査事務所の体制について、別に定めるものとする。

○　初動時に本庁と公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所間、公安調査局とその管轄区域内の公安調査事務所間の連絡を担当する職員並びに公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所に参集すべき職員は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れるようにする。

第１章第１節５を次のように改める。

５　国民保護措置の実施機能等の確保

⑴　公安調査庁長官、公安調査庁研修所長、公安調査局長及び公安調査事務所長は、国民保護措置の実施機能等を確保するため、施設、設備及び器材等の整備に関し、法務省大臣官房会計課及び法務省大臣官房施設課と連携を図りつつ、次に掲げる措置を講ずるよう努める。

・　施設及び建物の不燃堅牢構造化の推進

・　電気、石油、ガス等の危険物に係る設備の点検・補修等の実施

・　消火器・スプリンクラー等の消防用設備・器材、警報装置、避難誘導標識、自家発電設備等の整備の推進及び点検・補修等の実施

⑵　行政機能の維持・確保のための体制整備

○　本庁、公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所においては、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限に止めるため、職員の出勤及び配置の基準並びに業務処理手順の策定等必要な措置を講じておくものとする。

○　公安調査庁長官は、公安調査局及び公安調査事務所における武力攻撃災害の応急・復旧対策を円滑に行う要員を確保するため、職員の応援派遣体制の整備に関する措置を定めるものとする。

○　公安調査庁長官、公安調査庁研修所長、公安調査局長及び公安調査事務所長は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努めるものとする。

○　公安調査庁長官、公安調査庁研修所長、公安調査局長及び公安調査事務所長は、所掌事務の遂行上不可欠な文書・磁気データ等の武力攻撃による滅失、遺漏等を防止するため、保管体制の強化その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○　公安調査庁総務部総務課情報システム管理・情報通信技術支援室は、武力攻撃による情報システムの停止を防止及び軽減するため、必要な情報システムの整備及び復旧並びに運用体制の確保等の必要な措置を講ずるものとする。

第１章第１節６を次のように改める。

６　国民保護措置に関する職員の研修等

○　連絡会議、公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所は、関係職員に対して、研修の実施等を通じ、国民保護措置に関して必要な以下に例示する知識等の周知徹底を図るものとする。

・　国民保護法その他の関係法令及び基本指針の概要

・　この計画の概要

第３章第２節を次のように改める。

第２節　住民の避難等に関する措置

１　警報

⑴　情報の収集等

○　公安調査庁は、武力攻撃事態等において、武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努めるとともに、これらの情報を入手したときは、直ちに政府対策本部に報告する。

⑵　警報の通知

○　公安調査庁長官は、政府対策本部長から警報の通知を受けたときは、別に定める連絡体制により、公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所に迅速かつ確実に通知する。

⑶　警報の解除

○　公安調査庁長官は、政府対策本部長から警報の解除の通知を受けたときは、上記⑵に準じて、公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所に迅速かつ確実に通知する。

２　避難措置の指示等の通知

⑴　避難措置の指示の通知

○　公安調査庁長官は、政府対策本部長から避難措置の指示の通知を受けたときは、公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所に対し、警報の通知に準じて、避難措置の指示の迅速かつ確実な通知を行うものとする。

⑵　避難措置の指示の解除

○　公安調査庁長官は、政府対策本部長から避難措置の指示の解除の通知を受けたときは、公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所に対し、警報の解除の通知に準じて、避難措置の指示の解除の迅速かつ確実な通知を行うものとする。

３　避難誘導等の措置

○　公安調査庁長官、公安調査庁研修所長、公安調査局長及び公安調査事務所長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、来庁者、職員等の避難誘導等の措置を迅速に行い、これらの者の安全の確保に努めるものとする。

第３章第５節を次のように改める。

第５節　応急の復旧に関する措置

○　本庁、公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所は、それぞれの所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

○　本庁、公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

○　本庁、公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所は、国民保護措置の実施上重要な通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとする。